

各国・地域ごとの水際対策強化措置の詳細について

変異株流行国・地域又は変異株 B.1.617 指定国・地域としてすでに実施中の下記の措置は、以下の新たな整理により、令和 3 年 7 月 1 日午前 0 時以降も継続されることになります。

1. 以下の 6 か国を、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、これらの国からのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 10 日間待機いただき、入国後 3 日目、6 日目及び 10 日目に改めて検査を受けていただくことになります。また、これらの国からの在留資格保持者の再入国は原則拒否します。

アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、モルディブ

2. 以下の 6 か国を、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、これらの国からのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 6 日間待機いただき、入国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を受けていただくことになります。このうち、バングラデシュからの在留資格保持者の再入国は原則拒否します。

インドネシア、ウガンダ、英国、エジプト、バングラデシュ、マレーシア

3. 以下の 25 の国・地域を、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、これらの国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくことになります。

アイルランド、アラブ首長国連邦、エストニア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、スウェーデン、スペイン、タイ、チュニジア、デンマーク、ナイジェリア、フィリピン、フランス、ブラジル、米国（アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オレゴン州、カンザス州、ケンタッキー州、コロラド州、デラウェア州、ネバダ州、ミシシッピ州、メイン州、モンタナ州、ルイジアナ州、ワシントン州）、ベトナム、ペルー、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、ラトビア、ロシア（モスクワ市、モスクワ州、サンクトペテルブルク市）

4. 以下の 4 の国・地域を、「水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定し、これらの国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくことになります。

カナダ（オンタリオ州）、スイス、米国（フロリダ州、ミネソタ州）、ルクセンブルク

詳細は、別添の「水際対策強化に係る新たな措置（15）」をご参照ください。